



利用者

総合事業利用までの流れ

相談

津市
地域包括支援センター
在宅介護支援センター
居宅介護支援事業所

第2号被保険者は要介護認定の申請が必要です。

居宅介護支援事業所

居宅サービス計画
自宅でサービスを利用しながら生活を続ける場合には、ケアマネジャーが「居宅サービス計画」を作成

- 介護給付**
- 訪問介護 ●訪問看護
 - 通所介護 ●通所リハビリ
 - 短期入所サービス
 - 福祉用具貸与
 - 福祉用具購入
 - 住宅改修 など

要介護1~5
・
要支援1・2
・
非該当(※1)
要介護・要支援認定申請

地域包括支援センター

介護予防サービス計画(※)
地域包括支援センター、または介護予防支援の指定を受けた居宅介護支援事業者が「介護予防サービス計画」を作成

- 予防給付**
- 介護予防訪問看護
 - 介護予防通所リハビリ
 - 介護予防短期入所サービス
 - 介護予防福祉用具貸与
 - 介護予防福祉用具購入
 - 介護予防住宅改修 など

介護予防ケアマネジメント(※)
地域包括支援センターによるアセスメント(課題分析)のうち、状態や環境に応じたケアプランを作成

総合事業

- 介護予防・生活支援サービス事業**
- 訪問型サービス
 - 通所型サービス

サービス事業対象者

基本チェックリスト

事業対象者に該当しない場合

- 一般介護予防事業**
※65歳以上すべての人が利用可
- 転倒予防教室
 - 元気アップ教室
 - 認知症予防教室
 - 認知機能アップ教室
 - ふれあい・いきいきサロン事業
 - 高齢者食生活改善事業
 - 地域リハビリテーション活動支援事業

(※1) 第2号被保険者が「非該当」になった場合、一般介護予防事業を利用することはできません。

★介護予防・生活支援サービス事業の対象外と判断できる場合
★元気な高齢者で、心身の機能を維持したい、集いの場に参加したい場合など